

&lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認 2021年6月18日

新型コロナ作業部会確認 2021年6月30日

事業名 空港スタッフ配備

案件名 大会関係者空港受入業務

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	アスリート等大会関係者が東京大会に参加するために入国する場合、必要な防疫上の措置を講じなければならない。それに伴い、内閣官房の要請に基づき羽田空港及び成田空港に到着する大会関係者の入国受入業務を委託するものである。本事業は、新型コロナウイルスへの感染防止対策として必要な事業であり、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当するものと考えている。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>大会関係者が我が国へ入国するにあたっては、OCHAの活用や、一般入国者との動線分離を行うなど、一般入国者とは異なる特別な入国手続きが取られることとなっている。大会関係者の入国時のトラブルを回避し、入国に大きな支障が生じる事態を招かないようにするためには、組織委員会が大会関係者の受入支援を行うことが必要不可欠である。</p> <p>・空港における別の業務委託契約にて準備した人材を活用しており、重複した仕様を避けることで余剰な仕様を排している。</p> <p>・本業務に含まれる人件費単価については、空港における業務という特性上、国土交通省の業務積算基準単価等を用いて妥当性を確認した。</p>	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務には空港の制限区域への立入許可証が必要であるが、当該事業者は当会との別の業務委託契約において既に当該許可証を取得しているため、効率的に業務を遂行できる。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。また、V5予算内に収まっている。</p> <p>引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。</p>		